

## ワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、 労災保険給付の対象となるか？

ワクチン接種



自由意思に基づくもの

ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、**業務として行われるものとは認められない。**

ワクチン接種を受けることによって健康被害が生じたとしても、**労災保険給付の対象とはならない。**

医療従事者等

高齢者施設等の  
従事者

労災保険給付の対象となる

健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種は、自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。

### 医療従事者等の範囲

- 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。以下同じ。)に頻りに接する機会のある医師 その他の職員
- 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。以下同じ。)に頻りに接する機会のある薬剤師その他の職員(登録販売者を含む。)
- 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員
- 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻りに接する業務を行う者 など

(注) 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

### 高齢者施設等の従事者の範囲

- 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員 ※サービスの種類、職種は限定しない。

対象の高齢者施設等

- 介護保険施設
- 居住系介護サービス
- 老人福祉法による施設
- 高齢者住まい法による住宅
- 生活保護法による保護施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等
- その他の社会福祉法等による施設

高齢者施設等の従事者に含まれる在宅サービスの例

- 居宅サービス等(介護)の例
  - ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問リハビリテーション
  - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 など
- 訪問系サービス等(障害)
  - ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援(訪問系サービス等を提供するもの) ・ 自立生活援助 ・ 短期入所
  - ・ 生活介護 ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練) など